

水質検査成績書

東顕発第 TW-250423-9087 号

2025 年 05 月 01 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1				
検査受付年月日	2025年04月23日		採水年月日	2025年04月23日	11時36分
種別	専用水道水				
水温／気温	13.1℃ ／ 14.4℃		残留塩素濃度	1.0mg/L	
検査項目	結 果	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL) 100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (－) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L) 0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L) 0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L) 0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L) 0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L) 10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L) 0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	2.9	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L) 0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L) 0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
トランス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L) 0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L) 0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	2.3	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L) 0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7	5.8～8.6 (－) 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (－) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L) 0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (－) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 連続自動測定機器による 透視光密度法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光密度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L) 0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備 考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				

水質検査成績書

東顕発第 TW-250423-9088 号

2025 年 05 月 01 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		
検査受付年月日	2025年04月23日	採水年月日	2025年04月23日 11時05分
種別	専用水道水		
水温/気温	17.0℃ / 20.9℃		
検査項目	結 果 (単位)	検査項目	結 果 (単位)
一般細菌	0 (個/mL)	総トリハロメタン	0.1以下 (0.001)
大腸菌	検出せず	トリクロロ酢酸	0.03以下 (0.003)
カドミウム及びその化合物	0.003以下 (0.0003)	ブロモジクロロメタン	0.03以下 (0.001)
水銀及びその化合物	0.0005以下 (0.00005)	ブロモホルム	0.09以下 (0.001)
セレン及びその化合物	0.01以下 (0.001)	ホルムアルデヒド	0.08以下 (0.008)
鉛及びその化合物	0.01以下 (0.001)	亜鉛及びその化合物	1.0以下 (0.01)
ヒ素及びその化合物	0.01以下 (0.001)	アルミニウム及びその化合物	0.2以下 (0.02)
六価クロム化合物	0.02以下 (0.002)	鉄及びその化合物	0.3以下 (0.03)
亜硝酸態窒素	0.04以下 (0.004)	銅及びその化合物	1.0以下 (0.01)
アミン化合物及び塩化アミン	0.01以下 (0.001)	ナトリウム及びその化合物	200以下 (1)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下 (0.1)	マンガン及びその化合物	0.05以下 (0.005)
フッ素及びその化合物	0.8以下 (0.08)	塩化物イオン	200以下 (0.2)
ホウ素及びその化合物	1.0以下 (0.1)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300以下 (1)
四塩化炭素	0.002以下 (0.0002)	蒸発残留物	500以下 (1)
1,4-ジオキサン	0.05以下 (0.005)	陰イオン界面活性剤	0.2以下 (0.02)
ス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下 (0.004)	ジオオスミン	0.00001以下 (0.000001)
ジクロロメタン	0.02以下 (0.001)	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 (0.000001)
テトラクロロエチレン	0.01以下 (0.001)	非イオン界面活性剤	0.02以下 (0.002)
トリクロロエチレン	0.01以下 (0.001)	フェノール類	0.005以下 (0.0005)
ベンゼン	0.01以下 (0.001)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3以下 (0.3)
塩素酸	0.6以下 (0.06)	pH値	5.8~8.6 (—)
クロロ酢酸	0.02以下 (0.002)	味	異常なし
クロロホルム	0.06以下 (0.001)	臭気	異常なし
ジクロロ酢酸	0.03以下 (0.003)	色度	1未満 (度)
ジブロモクロロメタン	0.1以下 (0.001)	濁度	0.1未満 (度)
臭素酸	0.01以下 (0.001)		
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘	判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)		
備 考	特記事項なし		
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。		

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9088 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			検査受付年月日	2025年05月22日	採水年月日	2025年05月22日	9時35分
種別	専用水道水			水温／気温	18.6℃ ／ 23.7℃		残留塩素濃度	0.4mg/L
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
ｶﾞﾙｼｳﾑ及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ｼｬﾝ化合物ｲｵﾝ及び塩化ｼｬﾝ		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.8	(mg/L)	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾆｴｼｳﾑ等 (硬度)		(mg/L)	300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L)	500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L)	0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオオスミン		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-ﾒﾁﾙﾌｨﾎﾞﾙﾆｰﾙ		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	(mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7		5.8～8.6 (-) 連続自動測定機器による 電極法 (別表第32)	
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)	
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)	
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透視光測定法 (別表第37)	
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光電光度法 (別表第42)	
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)					
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合			
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)							
備 考	特記事項なし							
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。							

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9091 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

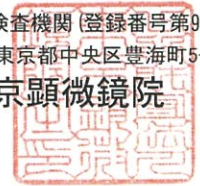
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



検査の結果について下記のとおりご報告いたします。

記

検査受付日：2025 年 05 月 22 日

採水場所：北秋川浄水場
原水蛇口
東京都西多摩郡檜原村5045

検体採水日：2025 年 05 月 22 日 9時55分

検査項目：大腸菌、嫌気性芽胞菌

検査結果：

検査項目	検査結果
大腸菌	検出 /100mL
嫌気性芽胞菌	0 CFU/mL
以下余白	

試験方法：平成19年3月30日 健水発第0330006号
「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」による

検査責任者：水質検査部門管理者 宮田 昌弘

備考：

残留塩素濃度 0.1mg/L未満 水温14.5℃ 気温18.7℃

以下余白

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9094 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

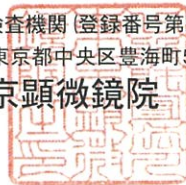
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



検査の結果について下記のとおりご報告いたします。

記

検査受付日：2025 年 05 月 22 日

採水場所：北秋川浄水場

原水蛇口

東京都西多摩郡檜原村5045

検体採水日：2025 年 05 月 22 日 9時55分

検査項目：クリプトスポリジウム、ジアルジア

検査結果：

検査項目	検査結果
クリプトスポリジウム	検出せず /10L
ジアルジア	検出せず /10L
以下余白	

試験方法：平成19年3月30日 健水発第0330006号

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」による

検査責任者：水質検査部門管理者 宮田 昌弘

備考：

残留塩素濃度 0.1mg/L未満 水温14.5℃ 気温18.7℃

以下余白

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9089 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3						
検査受付年月日	2025年05月22日		採水年月日	2025年05月22日 10時35分			
種別	専用水道水						
水温／気温	18.0℃ ／ 25.7℃		残留塩素濃度	0.4mg/L			
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒大培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (－) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
ｶﾞﾙﾐｳﾑ及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ｼｱﾝ化合物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.3	(mg/L)	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)		(mg/L)	300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L)	500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L)	0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-ﾒﾁﾘﾌﾞﾛｰﾙ		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	(mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.5		5.8～8.6 (－) 連続自動測定機器による 5分間法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

本成績書を他に掲載するときは当院の承認を受けて下さい。

お問い合わせ先: 042-525-3176

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9092 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

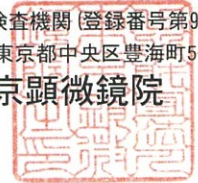
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



検査の結果について下記のとおりご報告いたします。

記

検査受付日：2025 年 05 月 22 日

採水場所：南秋川浄水場
着水井
東京都西多摩郡檜原村2618

検体採水日：2025 年 05 月 22 日 11時10分

検査項目：大腸菌、嫌気性芽胞菌

検査結果：

検査項目	検査結果
大腸菌	検出 /100mL
嫌気性芽胞菌	0 CFU/mL
以下余白	

試験方法：平成19年3月30日 健水発第0330006号
「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」による

検査責任者：水質検査部門管理者 宮田 昌弘

備考：

残留塩素濃度 0.1mg/L未満 水温13.5℃ 気温28.5℃

以下余白

水質検査成績書

東顕発第 TW-250522-9095 号

2025 年 06 月 05 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

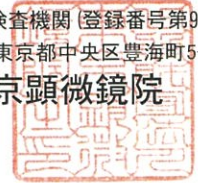
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



検査の結果について下記のとおりご報告いたします。

記

検査受付日：2025 年 05 月 22 日

採水場所：南秋川浄水場
着水井
東京都西多摩郡檜原村2618

検体採水日：2025 年 05 月 22 日 11時10分

検査項目：クリプトスポリジウム、ジアルジア

検査結果：

検査項目	検査結果
クリプトスポリジウム	検出せず /10L
ジアルジア	検出せず /10L
以下余白	

試験方法：平成19年3月30日 健水発第0330006号
「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」による

検査責任者：水質検査部門管理者 宮田 昌弘

備考：

残留塩素濃度 0.1mg/L未満 水温13.5℃ 気温28.5℃

以下余白

水質検査成績書

東顕発第 TW-250625-9113 号

2025 年 07 月 09 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1 階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2025年06月25日	11時15分	
検査受付年月日	2025年06月25日						
種別	簡易水道水						
水温／気温	22. 1℃ ／ 25. 0℃			残留塩素濃度	0. 5mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	0. 019	(mg/L) 0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0. 009	(mg/L) 0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 003以下 (0. 0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0. 001	(mg/L) 0. 03以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 0005以下 (0. 00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0. 001未満	(mg/L) 0. 09以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0. 008未満	(mg/L) 0. 08以下 (0. 008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	……………	(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0. 003	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0. 02未満	(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物	……………	(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	……………	(mg/L) 0. 3以下 (0. 03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素	0. 004未満	(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	……………	(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
アン化物イオン及び塩化アン	0. 001未満	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	……………	(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	……………	(mg/L)	10以下 (0. 1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	……………	(mg/L) 0. 05以下 (0. 005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 8以下 (0. 08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1. 4	(mg/L) 200以下 (0. 2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物	……………	(mg/L)	1. 0以下 (0. 1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	……………	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素	……………	(mg/L)	0. 002以下 (0. 0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	56	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1, 4-ジオキサン	……………	(mg/L)	0. 05以下 (0. 005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	……………	(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) LC-MS法 (別表第24の2)	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン	……………	(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン	……………	(mg/L)	0. 02以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	……………	(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	……………	(mg/L) 0. 02以下 (0. 002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	……………	(mg/L) 0. 005以下 (0. 0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0. 3	(mg/L) 3以下 (0. 3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸	0. 06未満	(mg/L)	0. 6以下 (0. 06) IC法 (別表第13)	pH値	7. 9		5. 8～8. 6 (-) 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	0. 002未満	(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0. 018	(mg/L)	0. 06以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0. 003	(mg/L)	0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	0. 001未満	(mg/L)	0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0. 1未満	(度)	2以下 (0. 1) 連続自動測定機器による 積分球式光電流法 (別表第42)
臭素酸	0. 001未満	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東頭発第 TW-250625-9112 号

2025 年 07 月 09 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年06月25日	11時40分	
検査受付年月日	2025年06月25日			種別	簡易水道水		
水温／気温	22. 0℃ ／ 24. 5℃			残留塩素濃度	0. 8mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	0. 009	(mg/L) 0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0. 006	(mg/L) 0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0. 003以下 (0. 0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0. 001	(mg/L) 0. 03以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物		(mg/L)	0. 0005以下 (0. 00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0. 001未満	(mg/L) 0. 09以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0. 008未満	(mg/L) 0. 08以下 (0. 008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0. 001未満	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0. 08	(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物		(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0. 3以下 (0. 03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素	0. 004未満	(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
アン化物イオン及び塩化アン	0. 001未満	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0. 1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0. 05以下 (0. 005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0. 8以下 (0. 08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3. 3	(mg/L) 200以下 (0. 2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1. 0以下 (0. 1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素		(mg/L)	0. 002以下 (0. 0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	95	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1, 4-ジオキサン		(mg/L)	0. 05以下 (0. 005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) LC-MS法 (別表第24の2)	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン		(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン		(mg/L)	0. 02以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0. 02以下 (0. 002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0. 005以下 (0. 0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0. 4	(mg/L) 3以下 (0. 3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸	0. 06未満	(mg/L)	0. 6以下 (0. 06) IC法 (別表第13)	pH値	7. 8		5. 8～8. 6 (-) 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	0. 002未満	(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0. 008	(mg/L)	0. 06以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0. 004	(mg/L)	0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	0. 001未満	(mg/L)	0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0. 1未満	(度)	2以下 (0. 1) 連続自動測定機器による 積分形式光散乱法 (別表第42)
臭素酸	0. 001未満	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-250723-9093 号

2025 年 07 月 30 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年07月23日	11時25分	
検査受付年月日	2025年07月23日			種別	専用水道水		
水温／気温	25. 3℃ ／ 22. 6℃			残留塩素濃度	0. 6mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0. 003以下 (0. 0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0. 03以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物		(mg/L)	0. 0005以下 (0. 00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0. 09以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0. 08以下 (0. 008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物		(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0. 3以下 (0. 03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
シアニ化物イオン及び塩化シア		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0. 1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0. 05以下 (0. 005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0. 8以下 (0. 08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3. 1	(mg/L) 200以下 (0. 2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1. 0以下 (0. 1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素		(mg/L)	0. 002以下 (0. 0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1, 4-ジオキサン		(mg/L)	0. 05以下 (0. 005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) LC-MS法 (別表第24の2)	
トランス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン		(mg/L)	0. 02以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0. 02以下 (0. 002) SA-HPLC法 (別表第26の2)	
トリクロロエチレン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0. 005以下 (0. 0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0. 4	(mg/L) 3以下 (0. 3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸		(mg/L)	0. 6以下 (0. 06) IC法 (別表第13)	pH値	7. 8		連続自動測定装置による 電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0. 06以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定装置による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0. 1未満	(度)	2以下 (0. 1) 連続自動測定装置による 積分形式光電光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-250723-9094 号

2025 年 07 月 30 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2025年07月23日	11時10分	
検査受付年月日	2025年07月23日			種別	専用水道水		
水温／気温	24.4℃ ／ 31.3℃			残留塩素濃度	0.4mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	1	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアニ化物イオン及び塩化シア		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.4	(mg/L)	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L)	300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L)	500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L)	0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
ジシス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオオスミン		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	(mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	8.1		5.8～8.6 (-) 電極自動測定機器による 電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光電光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東頭発第 TW-250827-9113 号

2025 年 09 月 03 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年08月27日	11時20分
検査受付年月日	2025年08月27日			採水年月日	2025年08月27日	11時20分
種別	専用水道水			残留塩素濃度	0.4mg/L	
水温／気温	20.8℃ ／ 25.6℃			残留塩素濃度	0.4mg/L	
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.6	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.9	5.8～8.6 (-) 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第31)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光電光度法 (別表第3)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備 考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-250827-9114 号

2025 年 09 月 03 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所		特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		採水年月日		2025年08月27日		12時40分			
検査受付年月日		2025年08月27日		種別		専用水道水					
水温／気温		24.4℃ ／ 33.1℃		残留塩素濃度		0.4mg/L					
検査項目		結 果		基準値 (定量的下限値) 検査方法 (別表番号)		検査項目		結 果		基準値 (定量的下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌		0		(個/mL) 100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)		総トリハロメタン				(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌		検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)		トリクロロ酢酸				(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物				(mg/L) 0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)		ブロモジクロロメタン				(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物				(mg/L) 0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)		ブロモホルム				(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物				(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)		ホルムアルデヒド				(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物				(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)		亜鉛及びその化合物				(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物				(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)		アルミニウム及びその化合物				(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物				(mg/L) 0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)		鉄及びその化合物				(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素				(mg/L) 0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)		銅及びその化合物				(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
アン化物イオン及び塩化アン				(mg/L) 0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)		ナトリウム及びその化合物				(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				(mg/L) 10以下 (0.1) IC法 (別表第13)		マンガン及びその化合物				(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物				(mg/L) 0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)		塩化物イオン		1.5		(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物				(mg/L) 1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)		カルシウム・マグネシウム等 (硬度)				(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素				(mg/L) 0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)		蒸発残留物				(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン				(mg/L) 0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)		陰イオン界面活性剤				(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				(mg/L) 0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)		ジェオスミン				(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン				(mg/L) 0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		2-メチルイソボルネオール				(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン				(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		非イオン界面活性剤				(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン				(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		フェノール類				(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン				(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)		1.4		(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸				(mg/L) 0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)		pH値		7.9		 5.8～8.6 (-) 連続自動測定装置による pH電極法 (別表第32)	
クロロ酢酸				(mg/L) 0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)		味		異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)	
クロロホルム				(mg/L) 0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		臭気		異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)	
ジクロロ酢酸				(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)		色度		1未満		(度) 5以下 (1) 連続自動測定装置による 透視光測定法 (別表第31)	
ジブromクロロメタン				(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		濁度		0.1未満		(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定装置による 積分球式光電光度法 (別表第42)	
臭素酸				(mg/L) 0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)							
検査責任者		水質検査部門管理者 宮田 昌弘				判 定		上記水質項目については、水質基準に 適合			
検査方法 基 準 値		平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)									
備 考		特記事項なし									
注		結果欄の「.....」は検査対象外です。									

水質検査成績書

東顕発第 TW-250925-9103 号

2025 年 10 月 09 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年09月25日	13時15分	
検査受付年月日	2025年09月25日			種別	専用水道水		
水温／気温	23.3℃ ／ 25.8℃			残留塩素濃度	0.6mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	0.007	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0.005	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001	(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.06	(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4	(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.9	(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.2	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	52	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	76	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.05	(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
トランス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002	(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸	0.06未満	(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8		5.8～8.6 (-) 連続自動測定装置による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0.006	(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003	(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定装置による 透視光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定装置による 積分型光電光度法 (別表第42)
臭素酸	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注							

水質検査成績書

東顕発第 TW-250926-9117 号

2025 年 10 月 10 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	北秋川浄水場 原水蛇口 東京都西多摩郡檜原村5045			採水年月日	2025年09月26日	15時00分
検査受付年月日	2025年09月26日					
種別	原水					
水温／気温	15.4℃ ／ 27.1℃			残留塩素濃度	0.1mg/L未満	
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	7.2×10	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	……………	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	……………	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	……………	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	……………	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	……………	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.09	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8	(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	2.3	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	55	300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	115	500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.05	0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
トランス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.0005未満	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸	……………	(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8	5.8～8.6 (-) 温度自動測定機器による 電導法 (別表第32)
クロロ酢酸	……………	(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	……………	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	……………	(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	……………	(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1	5以下 (1) 温度自動測定機器による 透視光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	……………	(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.3	2以下 (0.1) 温度自動測定機器による 積分球式光電光度法 (別表第42)
臭素酸	……………	(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備 考	特記事項なし					
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東頭発第 TW-250925-9104 号

2025 年 10 月 09 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2025年09月25日	12時50分	
検査受付年月日	2025年09月25日			種別	専用水道水		
水温／気温	23.1℃ ／ 30.2℃			残留塩素濃度	0.5mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	0.019	(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0.011	(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
ｶﾞﾙﾋﾞｳﾑ及びその化合物	0.0003未満	(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001	(mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.002	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	(mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ｼｬﾝ化合物ｲｵﾝ及び塩化ｼｬﾝ	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3	(mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6	(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.7	(mg/L)	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)	29	(mg/L)	300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	48	(mg/L)	500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.03	(mg/L)	0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾚﾝ	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン	0.000001未満	(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-ﾒﾁﾙﾄﾞﾋﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.000001未満	(mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第26の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	(mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸	0.06未満	(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	8.1		連続自動測定機器による 電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0.018	(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0.005	(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透視光測定法 (別表第37)
ジブromクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光電光度法 (別表第42)
臭素酸	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注							

水質検査成績書

東顕発第 TW-250926-9118 号

2025 年 10 月 10 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	南秋川浄水場 着水井 東京都西多摩郡檜原村2618			採水年月日	2025年09月26日	14時10分	
検査受付年月日	2025年09月26日			種別	原水		
水温／気温	16.7℃ ／ 24.6℃			残留塩素濃度	0.1mg/L未満		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	※ 2.3×10 ²	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物	0.002	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.02	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0.002	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02	(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	0.01	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
シアニ化物イオン及び塩化シア	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3	(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.4	(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	0.8	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	28	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	62	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満	(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満	(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7		連続自動測定機器による 電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味			異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1	(度)	5以下 (1) 連続自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1	(度)	2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分形式光電光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	※の検査項目については、水質基準に 不適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	沈殿物あり。 特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-251022-9095 号

2025 年 10 月 29 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

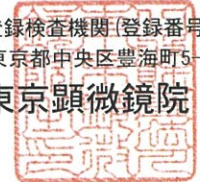
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年10月22日	13時20分	
検査受付年月日	2025年10月22日			種別	専用水道水		
水温／気温	20. 0℃ ／ 16. 7℃			残留塩素濃度	0. 5mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	……………	(mg/L) 0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	……………	(mg/L) 0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 003以下 (0. 0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	……………	(mg/L) 0. 03以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 0005以下 (0. 00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	……………	(mg/L) 0. 09以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	……………	(mg/L) 0. 08以下 (0. 008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	……………	(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	……………	(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物	……………	(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	……………	(mg/L) 0. 3以下 (0. 03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素	……………	(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	……………	(mg/L) 1. 0以下 (0. 01) ICP-MS法 (別表第6)	
アン化物イオン及び塩化アン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	……………	(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	……………	(mg/L)	10以下 (0. 1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	……………	(mg/L) 0. 05以下 (0. 005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物	……………	(mg/L)	0. 8以下 (0. 08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3. 0	(mg/L) 200以下 (0. 2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物	……………	(mg/L)	1. 0以下 (0. 1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	……………	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素	……………	(mg/L)	0. 002以下 (0. 0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	……………	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1, 4-ジオキサン	……………	(mg/L)	0. 05以下 (0. 005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	……………	(mg/L) 0. 2以下 (0. 02) LC-MS法 (別表第24の2)	
トランス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 04以下 (0. 004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン	……………	(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン	……………	(mg/L)	0. 02以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	……………	(mg/L) 0. 00001以下 (0. 000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	……………	(mg/L) 0. 02以下 (0. 002) SA-HPLC法 (別表第26の2)	
トリクロロエチレン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	……………	(mg/L) 0. 005以下 (0. 0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0. 3	(mg/L) 3以下 (0. 3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸	……………	(mg/L)	0. 6以下 (0. 06) IC法 (別表第13)	pH値	7. 9		連続自動測定装置による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	……………	(mg/L)	0. 02以下 (0. 002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	……………	(mg/L)	0. 06以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	……………	(mg/L)	0. 03以下 (0. 003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 連続自動測定装置による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	……………	(mg/L)	0. 1以下 (0. 001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0. 1未満	(度)	2以下 (0. 1) 連続自動測定装置による 積分球式光電光度法 (別表第42)
臭素酸	……………	(mg/L)	0. 01以下 (0. 001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-251022-9096 号

2025 年 10 月 29 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2025年10月22日	12時50分
検査受付年月日	2025年10月22日			採水年月日	2025年10月22日	12時50分
種別	専用水道水			残留塩素濃度	0.4mg/L	
水温／気温	20.8℃ ／ 11.6℃			残留塩素濃度	0.4mg/L	
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (ー) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.7	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	8.2	5.8～8.6 (ー) 連続自動測定装置による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 連続自動測定装置による 透過光度法 (別表第31)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定装置による 積分球式光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備 考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-251119-9082 号

2025 年 11 月 27 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2025年11月19日	13時25分
検査受付年月日	2025年11月19日			種別	専用水道水	
水温／気温	14.6℃ ／ 17.0℃			残留塩素濃度	0.6mg/L	
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.2	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8	 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 連続自動測定機器による 透視光測定法 (別表第31)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球式光光度法 (別表第32)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-251119-9083 号

2025 年 11 月 27 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		採水年月日	2025年11月19日	13時00分
検査受付年月日	2025年11月19日		残留塩素濃度	0.5mg/L	
種別	専用水道水		水温/気温	14.6℃ / 7.2℃	
検査項目	結 果	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL) 100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (ー) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L) 0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	プロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L) 0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	プロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L) 0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L) 0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	鉄及びその化合物		(mg/L) 3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L) 0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	銅及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L) 10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L) 0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
フッ素及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	塩化物イオン	1.5	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
ホウ素及びその化合物		(mg/L) 0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
四塩化炭素		(mg/L) 0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
1,4-ジオキサン		(mg/L) 0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L) 0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
テトラクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
トリクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
ベンゼン		(mg/L) 0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5	(mg/L) 5.8~8.6 (ー) 連続自動測定装置による 分光光度法 (別表第32)
塩素酸		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	pH値	7.9	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第33)
クロロ酢酸		(mg/L) 0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	味	異常なし	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第34)
クロロホルム		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	臭気	異常なし	5以下 (1) 連続自動測定装置による 透過光度法 (別表第37)
ジクロロ酢酸		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	色度	1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定装置による 積分分光光度法 (別表第42)
ジブロモクロロメタン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)	濁度	0.1未満	(度)
臭素酸		(mg/L)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				

水質検査成績書

東頭発第 TW-251217-9085 号

2026 年 01 月 07 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1				
検査受付年月日	2025年12月17日		採水年月日	2025年12月17日 11時50分	
種別	簡易水道水				
水温／気温	9.7℃ ／ 19.4℃		残留塩素濃度	0.5mg/L	
検査項目	結 果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.002 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.04 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	 (mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.012 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアニ化物イオン及び塩化シア	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	3.0 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	 (mg/L)	300以下 (1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	82 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	 (mg/L)	0.2以下 (0.02) LC-MS法(別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3未満 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.8	5.8～8.6 (-) 連続自動測定装置による pH測定法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.002 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 連続自動測定装置による 透視光測定法(別表第37)
ジブロモクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 連続自動測定装置による 積分球式光電測定法(別表第42)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備 考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				

水質検査成績書

東頭発第 TW-251217-9086 号

2026 年 01 月 07 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3				
検査受付年月日	2025年12月17日		採水年月日	2025年12月17日 11時20分	
種別	簡易水道水				
水温／気温	10.3℃ ／ 5.0℃		残留塩素濃度	0.4mg/L	
検査項目	結 果	基準値（定量下限値） 検査方法（別表番号）	検査項目	結 果	基準値（定量下限値） 検査方法（別表番号）
一般細菌	0	（個/mL） 100以下（0） 標準寒天培地法（別表第1）	総トリハロメタン	0.005	（mg/L） 0.1以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）
大腸菌	検出せず	検出されないこと（－） 特定酵素基質培地法（別表第2）	トリクロロ酢酸	0.006	（mg/L） 0.03以下（0.003） SE-MOD-GC-MS法（別表第17）
カドミウム及びその化合物		（mg/L） 0.003以下（0.0003） ICP-MS法（別表第6）	ブロモジクロロメタン	0.001未満	（mg/L） 0.03以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）
水銀及びその化合物		（mg/L） 0.0005以下（0.00005） 還元気化-AA法（別表第7）	ブロモホルム	0.001未満	（mg/L） 0.09以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）
セレン及びその化合物		（mg/L） 0.01以下（0.001） ICP-MS法（別表第6）	ホルムアルデヒド	0.008未満	（mg/L） 0.08以下（0.008） MOD-HPLC法（別表第19の2）
鉛及びその化合物		（mg/L） 0.01以下（0.001） ICP-MS法（別表第6）	亜鉛及びその化合物		（mg/L） 1.0以下（0.01） ICP-MS法（別表第6）
ヒ素及びその化合物	0.002	（mg/L） 0.01以下（0.001） ICP-MS法（別表第6）	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	（mg/L） 0.2以下（0.02） ICP-MS法（別表第6）
六価クロム化合物		（mg/L） 0.02以下（0.002） ICP-MS法（別表第6）	鉄及びその化合物		（mg/L） 0.3以下（0.03） ICP-MS法（別表第6）
亜硝酸態窒素	0.025	（mg/L） 0.04以下（0.004） IC法（別表第13）	銅及びその化合物		（mg/L） 1.0以下（0.01） ICP-MS法（別表第6）
シアニ化物イオン及び塩化シア	0.001未満	（mg/L） 0.01以下（0.001） IC-P-吸光光度法（別表第12）	ナトリウム及びその化合物		（mg/L） 200以下（1） ICP-MS法（別表第6）
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		（mg/L） 10以下（0.1） IC法（別表第13）	マンガン及びその化合物		（mg/L） 0.05以下（0.005） ICP-MS法（別表第6）
フッ素及びその化合物		（mg/L） 0.8以下（0.08） IC法（別表第13）	塩化物イオン	1.4	（mg/L） 200以下（0.2） IC法（別表第13）
ホウ素及びその化合物		（mg/L） 1.0以下（0.1） ICP-MS法（別表第6）	カルシウム・マグネシウム等（硬度）		（mg/L） 300以下（1） 滴定法（別表第22）
四塩化炭素		（mg/L） 0.002以下（0.0002） HS-GC-MS法（別表第15）	蒸発残留物	57	（mg/L） 500以下（1） 重量法（別表第23）
1,4-ジオキサン		（mg/L） 0.05以下（0.005） HS-GC-MS法（別表第15）	陰イオン界面活性剤		（mg/L） 0.2以下（0.02） LC-MS法（別表第24の2）
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		（mg/L） 0.04以下（0.004） HS-GC-MS法（別表第15）	ジェオスミン		（mg/L） 0.00001以下（0.000001） PT-GC-MS法（別表第25）
ジクロロメタン		（mg/L） 0.02以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	2-メチルイソボルネオール		（mg/L） 0.00001以下（0.000001） PT-GC-MS法（別表第25）
テトラクロロエチレン		（mg/L） 0.01以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	非イオン界面活性剤		（mg/L） 0.02以下（0.002） SA-HPLC法（別表第28の2）
トリクロロエチレン		（mg/L） 0.01以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	フェノール類		（mg/L） 0.005以下（0.0005） SA-MOD-GC-MS法（別表第29）
ベンゼン		（mg/L） 0.01以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	（mg/L） TOC計測定法（別表第30）
塩素酸	0.06未満	（mg/L） 0.6以下（0.06） IC法（別表第13）	pH値	7.7	連続自動測定機器による pH測定法（別表第32）
クロロ酢酸	0.002未満	（mg/L） 0.02以下（0.002） SE-MOD-GC-MS法（別表第17）	味	異常なし	異常でないこと（－） 官能法（別表第33）
クロロホルム	0.005	（mg/L） 0.06以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	臭気	異常なし	異常でないこと（－） 官能法（別表第34）
ジクロロ酢酸	0.003	（mg/L） 0.03以下（0.003） SE-MOD-GC-MS法（別表第17）	色度	1未満	（度） 5以下（1） 連続自動測定機器による 透視光測定法（別表第37）
ジブロモクロロメタン	0.001未満	（mg/L） 0.1以下（0.001） HS-GC-MS法（別表第15）	濁度	0.1未満	（度） 2以下（0.1） 連続自動測定機器による 積分球式光電法（別表第42）
臭素酸	0.001未満	（mg/L） 0.01以下（0.001） LC-MS法（別表第18の2）			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく（別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法） 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				

本成績書を他に掲載するときは当院の承認を受けて下さい。

お問い合わせ先: 042-525-3176

水質検査成績書

東顕発第 TW-260121-9085 号

2026 年 01 月 28 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

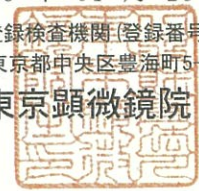
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2026年01月21日	11時40分
検査受付年月日	2026年01月21日			種別	専用水道水	
水温／気温	9.1℃ ／ 16.5℃			残留塩素濃度	0.4mg/L	
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 2.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-分光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 2.0以下 (0.2) IC法 (別表第13)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.0	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) IC-MS法 (別表第24の2)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測法 (別表第30)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	2.0	(mg/L) 5.8～8.6 (-) 直接自動測定機器による TOC法 (別表第31)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	5以下 (1) 直接自動測定機器による 透過光測定法 (別表第37)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 2以下 (0.1) 直接自動測定機器による 積分分光光度法 (別表第42)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法)					
基準値	水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-260121-9086 号

2026 年 01 月 28 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2026年01月21日	11時05分	
検査受付年月日	2026年01月21日			採水年月日	2026年01月21日	11時05分	
種別	専用水道水			残留塩素濃度	0.4mg/L		
水温／気温	7.9℃ ／ 6.1℃			残留塩素濃度	0.4mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
アン化物イオン及び塩化アン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.3	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
トランス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7		5.8～8.6 (-) 電位測定法 (別表第31)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 透視目視測定法による 透視光度法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 透視目視測定法による 積分式光度法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基 準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-260225-9099 号

2026 年 03 月 04 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院

水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2026年02月25日	11時20分	
検査受付年月日	2026年02月25日			種別	専用水道水		
水温／気温	9.5℃ ／ 20.8℃			残留塩素濃度	0.6mg/L		
検査項目	結 果	(単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
大腸菌	検出せず		検出されないこと (－) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-NOD-GC-MS法 (別表第17)	
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) NOD-HPLC法 (別表第19の2)	
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)	
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)	
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)	
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)	
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	2.8	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)	
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)	
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)	
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)	
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-NOD-GC-MS法 (別表第29)	
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3未満	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)	
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8		5.8～8.6 (－) 温度自動調整機能による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-NOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-NOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下 (1) 温度自動調整機能による 透過光測定法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下 (0.1) 温度自動調整機能による 積分球式光散乱法 (別表第42)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備 考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

水質検査成績書

東顕発第 TW-260225-9100 号

2026 年 03 月 04 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

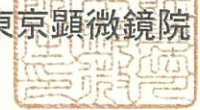
東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3			採水年月日	2026年02月25日	11時00分
検査受付年月日	2026年02月25日			採水年月日	2026年02月25日	11時00分
種別	専用水道水			残留塩素濃度	0.4mg/L	
水温/気温	8.8℃ / 10.6℃			検査項目	結 果	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1) 検出されないこと (－) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	総トリハロメタン		(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず	(個/mL)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	トリクロロ酢酸		(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元砷化-AA法 (別表第7)	ブロモジクロロメタン		(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモホルム		(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド		(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物		(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素		(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.0	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物		(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸		(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8	 5.8～8.6 (－) 連続自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸		(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (－) 官能法 (別表第33)
クロロホルム		(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (－) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸		(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 連続自動測定機器による 透視光密度法 (別表第31)
ジブロモクロロメタン		(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 連続自動測定機器による 積分球形光度法 (別表第32)
臭素酸		(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判 定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準 値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備 考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-260318-9090 号

2026 年 04 月 02 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

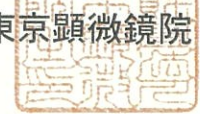
東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1			採水年月日	2026年03月18日	11時05分
検査受付年月日	2026年03月18日			採水年月日	2026年03月18日	11時05分
種別	簡易水道水			残留塩素濃度	0.6mg/L	
水温/気温	11.6℃ / 20.5℃			検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下 (0)	総トリハロメタン	0.002	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず		標準寒天培地法 (別表第1) 検出されないこと (ー) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0.003未満	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物		(mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物		(mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物		(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.05	(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物		(mg/L)	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L)	10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物		(mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	3.4	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物		(mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素		(mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	86	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン		(mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)
シス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン		(mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン		(mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン		(mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1.0	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸	0.06未満	(mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7	5.8~8.6 (ー) 温度自動測定装置による 電導率法 (別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0.002	(mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (ー) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満	(mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 透視自動測定装置による 透視光度法 (別表第37)
ジブロモクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 透視自動測定装置による 積分式光散光度法 (別表第42)
臭素酸	0.001未満	(mg/L)	0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘			判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)					
備考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					

水質検査成績書

東顕発第 TW-260318-9091 号

2026 年 04 月 02 日

国土交通大臣・環境大臣登録検査機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		検査受付年月日	2026年03月18日	採水年月日	2026年03月18日	10時40分
種別	簡易水道水		水温/気温	10.5℃ / 13.6℃		残留塩素濃度	0.5mg/L
検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結 果	(単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)		
一般細菌	0	(個/mL) 100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	0.005	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		
大腸菌	検出せず	検出されないこと (－) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0.006	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)		
カドミウム及びその化合物		(mg/L) 0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		
水銀及びその化合物		(mg/L) 0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法 (別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)		
セレン及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)		
鉛及びその化合物		(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)		
ヒ素及びその化合物	0.002	(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)		
六価クロム化合物		(mg/L) 0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物		(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)		
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L) 0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物		(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(mg/L) 10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物		(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)		
フッ素及びその化合物		(mg/L) 0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.4	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)		
ホウ素及びその化合物		(mg/L) 1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)		
四塩化炭素		(mg/L) 0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	51	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)		
1,4-ジオキサン		(mg/L) 0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤		(mg/L) 0.2以下 (0.02) LC-MS法 (別表第24の2)		
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L) 0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)		
ジクロロメタン		(mg/L) 0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール		(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)		
テトラクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤		(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第26の2)		
トリクロロエチレン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類		(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)		
ベンゼン		(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.8	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)		
塩素酸	0.06未満	(mg/L) 0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.8			
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L) 0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第33)	
クロロホルム	0.005	(mg/L) 0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと (－) 官能法 (別表第34)	
ジクロロ酢酸	0.004	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下 (1) 透視目視測定法による 透過光度法 (別表第37)		
ジブロモクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下 (0.1) 透視目視測定法による 積分式光電光度法 (別表第42)		
臭素酸	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) LC-MS法 (別表第18の2)					
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合			
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)						
備考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						